

一、十七番より廿八番迄 同 拾五匁
一、貳拾九番より四拾六番迄 同 拾 匁
右之通に御座候。以上。

九月廿一日 前田兵右衛門
小塚八右衛門

青木與右衛門様
右は正徳元年也。

向後よしへ銚茂三番迄御用に候條、捕候者早速差上候様
に、支配之者共々可申渡旨、御紙面之趣奉得其意候。今
年才川、淺野川兩川共に、私支配之者銚川不仕、御郡方之
者銚川仕候。魚問屋共々者、右之趣申渡置候。以上。

八月廿五日 前田兵右衛門
小塚八右衛門

本多圖書様
前田修理様
玉井勘解由様
成瀬内藏助様

右は寶永三年也。

微陽兩公遺事に云ふ。陽廣公の時犀川魚運上銀拾枚の處、
百枚に而引請度旨及出願其旨達御聽處、ヶ様に高直に落
しては意地むさく可罷成、侍共道遙の地なれば猥に殺生も
不成、風俗不_レ宜處へも至るべく、如先規其儘に致し置べ
き旨被_レ仰出。とあり。町會所留記に、

才川橋より上に而魚取申儀、御停止之旨被_レ仰渡候に付、何
茂申渡し觸させ申候。

午五月廿七日
右は寛文六年也。

覺

如跡々才川橋上に而魚取候儀、御停止候之條、被_レ得其意
町中_レ可被_レ仰渡候。御披見之以後、御名之下に御判形に
而可被_レ指越候。恐惶謹言。

辰六月初日 多賀左近
津田源右衛門

里見七左衛門殿
岡田十右衛門殿

右は延寶四年也。

又馬廻組頭留記に如左あり。

才川橋より上にて魚取候儀、如前々御在國中御停止候條、
被_レ得其意、組中_レ可被_レ申觸候。恐々謹言。

五月廿九日 奥村登岐
奥村伊豫
前田佐渡
本多安房

右は貞享三年也。

按ずるに、此の後も留川の違奮ありといへども、今爰に略
す。

○犀川河原奇事

咄隨筆に云ふ。東美源内、吉田火矢射に、或夜四・五人連に
て犀川河原へ出でける時、むら／＼と蝶のごとく成るもの
いくらかも飛行しけるゆゑ、追懸け飛上り、弓にてたゞき落
しけるに、寛永通寶の錢なりけり。十二・三文許も拾ひ來り
しとて見せられしが、予が愚息多四郎幼少の時登文くれら
れし。鼠の皮にて巾着を拵へ入置けば、また飛行の錢に逢
ふと數へられし程に、則鼠の皮にて巾着を縫ひ腰に着け居

たりしが、隣の猫飛付き／＼するにやわりて、打釘(折)に懸け
置きけり。巾着共に失せて今はなしと。右咄隨筆は、享保
十二年の著述にて、平次六世の祖父盛昌の筆記なり。東美
源内は即ち盛昌が柔術の師匠なり。源内は萩原重藏の高弟
にて、正徳四年七月十三日歿せり。有澤永貞の古兵談殘囊
集に、東美源内は深甚流の劍術或は無拍子流和義の術を萩
原十藏に習ひて、此の兩藝の弟子を取り生涯を送り、金澤
にて浪人也。忍の奥傳をも覺えたり。といへり。今按ずる
に、右犀川河原の奇事は、正徳以往の事なる事知るべし。
愚息多四郎とあるは、盛昌が三男にて、後柴山氏の猶子と
成り、柴山多四郎と呼べり。又咄隨筆に、笠松新左衛門若
き時、犀川大豆田河原に首もなき骸の有るよし聞きて、夜
忍び行きて刀の刃をためさばやと思ひ、夜半の頃獨り行き
しに、折節冬の事なれば雪滿々と有りて道もなし。川除の
上を通りしに、川端を狐の通りて、口より火を吹出して、
石の間の小魚を取りて喰ふ。能く／＼見れば口よりつく息
なりけり。燐といふは是なるべしと、新左衛門語る。とあ
り。是も貞享・元祿の頃の事なりしと聞ゆ。笠松新左衛門